

# 西条市農業委員会 令和4年度 第7回総会 議事録

1. 日 時 令和4年11月7日(月) 午後2時00分から午後2時50分

2. 場 所 西条市役所本館 5階大会議室

3. 会議構成員現在総数 農業委員24名 推進委員30名

4. 農業委員 出席者 24名 欠席者 0名 出席率 100.0%  
推進委員 出席者 26名 欠席者 4名 出席率 86.7%

## ○農業委員出席者氏名

会 長	8番	加藤 茂				
会長代理	12番	渡邊 敏昭				
委 員	1番	越智 一志	10番	井上 雅貴	19番	曾我 照一
	2番	明比 典正	11番	栗田 房信	20番	越智 栄二
	3番	徳増 靖記	13番	川上 義則	21番	越智 信仁
	4番	一色 達夫	14番	山田 好一	22番	戸田 博明
	5番	高橋 豊重	15番	村上 繁敏	23番	真鍋 美鈴
	6番	西原 昇	16番	武田 喜義	24番	高橋 忠親
	7番	高木キクミ	17番	伊藤 健一		
	9番	井上 雅貴	18番	青野 武		

## ○欠席者氏名

なし

## ○推進委員出席者氏名

委 員	1番	寺田 昌直	12番	森田 忠成	25番	佐々木 則幸
	2番	一色 信之	13番	一色 和成	26番	越智 勝邦
	3番	石川 孝幸	14番	武方 謙一	27番	玉井 隆志
	4番	加藤 武司	15番	武田 義臣	28番	桑原 俊樹
	5番	伊藤 正夫	16番	鈴木 伸二	29番	曾我 敏数
	6番	伊藤 龍二	17番	垂水 久明	30番	今井 文雄
	8番	宮武 恭宏	19番	黒川 俊彰		
	9番	岡本 省三	20番	高橋 正		
	10番	安藤 英利	21番	高橋 寿夫		
	11番	篠森 均	24番	大西 宗次郎		

## ○欠席者氏名

7番 日野 哲也 18番 山内 強 22番 永井 和俊 23番 山内 信政

## 5. 議案について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可及び農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第4号 農地法第5条に係る転用事業計画変更に対する意見の決定について

議案第5号 農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について

議案第6号 農地利用集積計画に対する意見の決定について

報告事項 報告承認案件（農地法第18条6項に係る通知等）

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 高橋 修平 西部分室長 戸田 徹

事務局次長 田口剛洋

事務局主査 渡邊龍也 事務局主任 宇佐美紀興

## 7. 議事内容

事務局 | ただ今から、令和4年度 第8回西条市農業委員会 総会を開会いたします。

皆さん、ご起立ください。一同「礼」。ご着席ください。

それでは、加藤会長がご挨拶を申し上げます。

会 長 | 【会長挨拶】

事務局 | それでは議事に入ります。議事の進行は農業委員会会議規則の規定によりまして会長が行うこととなっておりますので、加藤会長、よろしくお願いいたします。

【会長、議長席に着く】

議 長 | それでは、ただ今から、令和4年度 第8回西条市農業委員会 総会を開会いたします。これより先は着座にて議事を進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【議事録署名人及び書記の指名】

議 長 | まず、議事録署名人の指名をいたします。

伊藤健一委員、青野武委員の両委員にお願いいたします。

欠席届が推進委員の7番 日野哲也委員、18番 山内 強委員、22番 永井和俊委員、23番 山内信政委員から出ております。ただいまの出席農業委員数は、24名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを報告いたします。

書記については、事務局の渡邊、宇佐美の両君にお願いいたします。それでは議事に入ります。

### 農地法第3条 関係

議長 議案書、3ページ、議案第1号、農地法 第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

議案内容について、事務局から説明いたします。

事務局 事務局の田口です。

失礼して、着座にてご説明させていただきます。

4ページをお願いいたします。

81号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

82号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権移転を受けようとする申請であります。

83号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

84号は、〇〇の〇〇氏が、小作地解放のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

85号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

86号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

87号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

88号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

89号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

90号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

91号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

以上、11件、ご審議よろしく申し上げます。

議長 以上、11件であります。81号から順次ご意見を伺いたいと思いますので、よろしく申し上げます。

地区委員 81号 問題ありません。  
82号 問題ありません。  
83号 問題ありません。  
84号、85号 問題ありません。  
86号、87号、88号、89号、90号 問題ありません。  
91号 問題ありません。

議長 ありがとうございます。  
他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。  
「異議なし」ということですので、以上11件を原案どおり許可することといたします。

#### 農地法第4条関係

議長 次に、6ページ、議案第2号、農地法第3条の規定による許可及び農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について、を議題といたします。

議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 7ページをお願いいたします。

農地法第3条について、92号から94号は、株式会社〇〇が、〇〇の〇〇氏の農地について、区分地上権を設定しようとする申請であります。

8ページをお願いいたします。

農地法第5条について、110号から112号は、〇〇の株式会社〇〇が、〇〇の〇〇氏から賃借権設定を受け、営農型太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。

以上6件、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

ありがとうございます。

以上、6件であります、92号から順次ご意見等をお伺ひしたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

地区委員

92号 問題ありません。

93号、94号 問題ありません。

110号 問題ありません。

111号、112号 問題ありません。

議 長

他に、ご意見、ご異議等ございませぬか。

委員一同

異議なし。

議 長

ありがとうございます。

「異議なし」ということありますので、3件を原案どおり許可することとし、3件を原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

#### 農地法第4条関係

議 長

次に、9ページ、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について、を議題といたします。

議案内容を事務局から説明いたします。

事務局

10ページをお願ひいたします。

19号は、〇〇の〇〇氏が、市道の道路改良工事に伴ひ建物等の移設が必要となつたため、建具屋作業場及び露天材木置場に転用しようとする申請でございます。

本件は、申請人が自己所有地の宅地で建具屋を経営しておりましたが、経営の拡大とともに作業場と材木置場を平成元年に申請地である農地に無断転用し、増築しておりました。

申請人からは、「農地法に対する無知によるものであり、以後はこのようなことが無いようにいたします」との始末書が提出されております。

議 長

以上、1件であります、19号についてご意見をお伺ひしたい

と思いますので、よろしく申し上げます。

地区委員 19号 問題ありません。

議長 他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。

「異議なし」ということでありますので、以上1件を原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

#### 農地法第5条関係

議長 次に、11ページ、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。

事務局 12ページをお願いいたします。

113号は、〇〇の株式会社〇〇が、〇〇の〇〇氏外2名から所有権移転を受け、建売住宅2棟を建設しようとする申請でございます。

114号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から使用貸借権設定を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

115号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

116号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、貸露天駐車場に転用しようとする申請でございます。

117号は、〇〇の株式会社〇〇が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、宅地分譲に転用しようとする申請でございます。

118号は、〇〇の有限会社〇〇が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、宅地分譲等に転用しようとする申請でございます。

119号は、〇〇の有限会社〇〇が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、宅地分譲に転用しようとする申請でございます。

120号は、〇〇の〇〇株式会社が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、貸露天駐車場に転用しようとする申請でございます。

前号3件は、譲渡人の父親が、昭和45年に農地として購入し、平成19年頃に売却目的で無断転用しておりました。令和3年に父親が亡くなり、申請人が相続したため、適法に宅地分譲等するため

に転用許可を受けるものでございます。

申請人からは、「今後このようなことがないよう万全の注意をいたします」との始末書が提出されております。

121号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から使用貸借権設定を受け、賃貸共同住宅に転用しようとする申請でございます。

122号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

123号は、〇〇の医療法人〇〇が、〇〇の〇〇氏外1名から所有権移転を受け、露天駐車場に転用しようとする申請でございます。

124号は、〇〇の株式会社〇〇が、〇〇の〇〇氏外3名から所有権移転を受け、建売住宅を建設しようとする申請でございます。

本件は、10月総会の報告承認案件で農地法第5条の規定による許可申請の取下願が提出された案件ですが、今回、隣接地との境界が確定したことから申請を受理したものでございます。

125号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から使用貸借権設定を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

本件は、昭和45年2月の国土調査時に宅地に地目変更されましたが、現況は農地として利用しておりました。現況が農地であったものの、農地法の許可なく建物建築のために無断で造成しておりました。

申請人からは、「今後は、このようなことが絶対無いようにいたします」との始末書が提出されております。

126号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から使用貸借権設定を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

127号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

128号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

本件は、登記地目が雑種地で、現況が農地であったものの、農地法の許可なく建物建築のために無断で造成工事をしておりました。

申請人からは、「今後は、このようなことが起きないように注意し、農地法を遵守いたします」との始末書が提出されております。

129号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、宅地拡張をしようとする申請でございます。

本件は、譲渡人の父親が、平成5年頃に無断で駐車場に転用し、物置等を設置しておりました。平成16年に父親が亡くなり、申請人が相続しました。

譲渡人からは、「今後は、農地法を厳守します」との始末書が提出されております。

130号は、〇〇の株式会社〇〇が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、露天資材置場に転用しようとする申請でございます。

131号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

132号は、〇〇の〇〇氏外1名が、〇〇の〇〇氏から使用貸借権設定を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

以上20件、ご審議よろしく申し上げます。

議 長 以上、20件であります。113号から順次ご意見をお伺いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

地区委員 113号 問題ありません。  
114号 問題ありません。  
115号 問題ありません。  
116号 問題ありません。  
117号 問題ありませんが、現地確認をした時に、既に宅地開発がされておりました。  
118号、119号、120号、121号、122号 問題ありません。  
123号、124号 問題ありません。  
125号 問題ありません。  
126号、127号 問題ありません。  
128号 問題ありません。  
129号 問題ありません。  
130号 問題ありません。  
131号 問題ありません。  
132号 問題ありません。

議 長 他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。  
先程、指摘のありました117号につきましては、始末書の添付がされていたか説明をお願いします。

高橋委員 前回、この周辺の転用の申請がありましたが、その当時は農地でありました。今回の申請は、造成の続きの申請であると思われるが、工事会社が施工してしまったと推測します。



事務局 転用申請に基づきまして、10月20日頃に現地確認を行いました。一体の申請地のうち当該地は造成されていなかったです。周りは造成されていましたが、その一画だけは現況農地であったため、議案に掲載させていただいています。

その後、委員さんが現地確認されるまでに造成工事を行ったのかもしれませんが。

一色達夫委員 開発から造成工事を行うまでと、許可を申請するまでにタイムラグがあります。秋の時期には雑草が生い茂ってしまい、米の収穫時には、農家が困ってしまうということで、工事までは地主で雑草等の管理を適切に行ってもらいたいという要望が農協の協議の場でありました。指導を徹底してもらいたいと思います。

議長 事務局の方でも監視してもらいたいと思います。

「異議なし」ということでありますので、以上20件を原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

#### 農業振興地域整備計画変更関係

議長 次に、17ページ、議案第5号、農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 18ページをお願いいたします。

14号及び15号は関連がありますので、一括して説明いたします。位置見取図は19ページ及び20ページとなります。

14号、〇〇の〇〇氏は、父親所有の敷地に改築した住宅で生活していますが、子供の成長に伴い手狭になってきたことから、現在の敷地の隣接地に自己住宅及び農業用倉庫を建設するため、農用地区域から除外しようとする申請でございます。

15号、〇〇の〇〇氏は、農振除外及び倉庫の届出をすることなく、農業用倉庫を建築しておりました。農振法違反を是正するために、農用地区域から除外しようとする申請でございます。

16号は、〇〇の〇〇氏が、農振除外及び転用許可なく、住宅の一部を無断で敷地拡張していたため、農振法違反を是正するために、農用地区域から除外しようとする申請でございます。

以上3件、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 以上、3件であります、14号から順次ご意見をお伺ひしたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

地区委員 14号、15号 問題ありません。  
16号 問題ありません。

議 長 他に、ご意見・ご異議等ございませぬか。

委員一同 異議なし。

議 長 「異議なし」ということありますので、以上3件を原案どおり承認することとし、市長に回答いたします。

#### 農用地利用集積計画に対する意見の決定

議 長 次に、22ページ、議案第6号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 24ページをお願ひいたします。  
件数が多いため、筆ごとの説明は省略させていただきますが、いづれも申し出書を確認し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしておりますことを、ご報告いたします。  
詳細につきましては、議案書25ページから41ページとなっております。なお、25ページは、農地中間機構を利用した設定となっております。

農業経営基盤強化促進法による利用権設定等の件数は、85件、面積は、30万5,963.80㎡となっております。そのうち、所有権移転は、5件、面積は、1万250㎡となっております。以上でございます。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 以上のような内容ですが、よろしくご審議お願ひいたします。  
委員の皆さん、ご意見・ご異議等ございませぬか。

委員一同 異議なし。

議長 「異議なし」ということでありますので、原案どおり承認することとし、市長に回答いたします。

#### 報告承認案件

議長 次に、42ページ、報告承認案件について、事務局から報告いたします。

事務局 それでは、ご報告させていただきます。  
令和4年9月16日から、令和4年10月14日までの受付期間中に、農地法第18条第6項、解約通知を26件、農地バンクへの農地登録を1件受理いたしました。  
また、50ページに掲載のとおり、下島山の10筆について、非農地通知を7件発出しました。

議長 何かご意見等ございませんでしょうか。

一色達夫委員 委員3名で非農地通知を発出することを決めさせていただきました。審議時には把握していませんでしたが、7号が県知事の中村時広となっておりますが、この経緯について教えて頂きたい。  
また、今後の非農地通知の発出の頻度、市内全域での発出の計画を教えて頂きたい。以上2点です。

事務局 7号については、次回総会時に報告させていただきます。  
非農地判断については、次回総会にて妙口、大郷地区の報告をさせていただきます。その後、来見、臼坂、鞍瀬地区となっております。パトロールの結果を集計していますので、順次、再生困難地については、事務局で現地を確認した上で、非農地判断が必要であれば1月～3月の総会時に農業委員等に確認をお願いしたいと思います。

一色達夫委員 一定期間までに非農地通知を発出しなければならないですか。

事務局 期間の定めはないです。  
パトロールの結果、再生困難地となっている農地については、速やかに判断を行うこととなっています。日本型直接支払交付金の対象となっているかどうかを確認し、交付対象となっていない農地について、非農地判断を行うこととなります。事務局で現地を確認、写真撮影し、現地確認が難しい場合は航空写真等で判断することと

	なります。
徳増委員	3号の宛名不明の送付先はどうなっているのか。
事務局	本来、所有者に対し非農地通知を発出することになりますが、県に確認したところ、事務局内で事務処理を行い、書類を保管することとなっています。
桑原委員	所有者不明となっているが、誰から非農地判断をするように依頼があったものなのか。
事務局	非農地判断の依頼があったのではなく、地区担当委員がパトロールした結果、再生困難地であるため非農地判断を行っています。一方で、非農地証明は所有者から依頼があれば非農地証明を行います。
桑原委員	非農地通知に拘束力はあるのか。
事務局	以前は非農地通知を発出する前に、所有者に対し事前通知を送付しておりましたが、直接、非農地通知を発出するよう変更になっています。昨年度、事前通知を送付したところ、所有者から農地に復元したいという申し出がありました。パトロールの結果は再生困難地ですが、農地として残しております。
桑原委員	非農地通知とは、所有者の意思に関わらず、農地から外すということによろしいですか。
一色達夫委員	国の通知に基づき、農地として認められない農地については、積極的に農業委員会の権限で非農地通知を発出しなさいということになっている。農業委員及び事務局の判断があつて、発出することになっている。守るべき農地と農地から外すべき農地を明確にすることを目的に国の指針に基づき、非農地通知を発出することとなっています。
桑原委員	固定資産税が上がるといった所有者の不利益はないですか。
一色達夫委員	固定資産税は上がることはなく、下がると思います。 所有者から再生困難地で農地に復元する約束で非農地通知を発出しなかった農地もありますが、1年後の状況を見てみると放棄地の

解消に至っていないため、今回、非農地通知を発出する案件もあります。

地目変更するかどうかは、所有者側の対応となります。

桑原委員 非農地になることで開発が可能となることはありませんか。

一色達夫委員 宅地にもならない、接道もないような場所が非農地となる場合が多いのが原状ですから、農地から外れたから開発ができるということはないと思います。

地元の土地改良区についても、事前に確認した上で、非農地判断を行っております。非農地にすることで改良区の賦課金も減少することから慎重に対応しています。

曾我敏数委員 農地から外れることで各種補助金の対象から外れる可能性があることから、適切に現地確認を行った上で、非農地判断をしなければならないと思う。

越智一志委員 私も報告にある農地の現地確認を行った一人ではありますが、山間部であり農地に戻ることはないと思います。桑原委員がご心配されるようなことはないと思います。

議 長 農業委員と事務局が適切に現地確認した上で、非農地判断を行ってほしいと思います。

以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしました。以上で総会を閉じます。慎重審議、ありがとうございました。

## 8. 議案結果

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	原案承認
議案第2号	農地法第3条の規定による許可及び農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第3号	農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第5号	農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について	原案承認
議案第6号	農用地利用集積計画に対する意見の決定について	原案承認
報告事項	報告承認案件	原案承認

## 9. 閉会の日時

令和4年11月7日 午後2時50分